七、盛田株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一二号

排除命令

名古屋市中区栄一丁目四番三〇号
盛田株式会社
右代表者　代表取締役　盛田和昭

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　盛田株式会社は、その販売する「新みりん」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖にしょうちゅう、有機酸、アミノ酸、香料等を加えて短期間に製造された調味料であって、みりんではなく、また、「特選」の表示は何ら根拠のないものである旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新みりん」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、すみやかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事実

一　盛田株式会社（以下「盛田」という。）は、肩書地に本店を置き、清酒、合成清酒等の酒類及びしょう油、みそ等の調味料の製造販売業を営む事業者である。

二　盛田は、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を昭和四六年一二月から、また、ヤマト葡萄酒株式会社に製造させた三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を昭和四八年一一月から、同じく五〇〇ミリリットル入りびん詰を昭和四九年九月から、いずれも「ヤマイヅミ」の商標で、「新みりん」と称して、一般消費者を対象とし、関東地域、中部地域及び近畿地域に販売している。

三　盛田は、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一の㈠）及び肩張りラベル（別添写一の㈡）のそれぞれの中央部に大きく「新みりん」と記載したうえ、肩張りラベルに「特選」と表示している。

また、ヤマト葡萄酒株式会社に製造させた三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写二）及び五〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写三）のそれぞれの中央部に大きく「新みりん」と記載し、「特選」と表示している。

以上の表示により、同社は、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖を主原料とし、これにしょうちゅう、有機酸、アミノ酸、香料等を加えて攪拌混合し、短期間に製造された調味料であつて、みりんではない。

また、「特選」の表示は何ら根拠のないものである。

法令の適用

前記事実によれば、盛田は、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表

示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

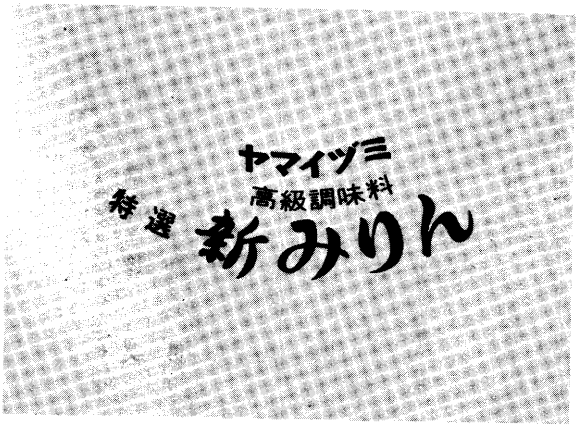
委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹


登録商標
泉
ヤマイヅミ
新みりん
要冷蔵
防腐剤無添加
●和洋中華料理の味つけに
●そば・うどんのだし
●かば焼き・照り焼き・やき鳥のたれ
●すきやきのわりした
盛田株式会社
工場・愛知県常滑市小鈴谷字脇浜15番地
アルコール分0.9度以下
300mℓ詰


ヤマイヅミ
高級調味料
特選
新みりん

別添写二


高級調味料
特選
登録商標
泉
ヤマイヅミ
新みりん
要冷蔵
防腐剤無添加
●和洋中華料理の味つけに
●そば麺類のだし
●かば焼き、照り焼き、やき鳥のたれ
●すきやきのわりした
名古屋市中区栄1丁目4番30号
盛田株式会社Y
アルコール分0.9度以下
300mℓ詰

別添写三


高級調味料
特選
登録商標
泉
ヤマイヅミ
新みりん
要冷蔵
防腐剤無添加
●和洋中華料理の味つけに
●そば麺類のだし
●かば焼き、照り焼き、やき鳥のたれ
●すきやきのわりした
名古屋市中区栄1丁目4番30号
盛田株式会社Y
アルコール分0.9度以下
500mℓ詰